

令和3年4月13日

各中学校長 様

学校 教育 課 長

県警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用指定期間中
(4月12日～5月5日)における部活動について (通知)

みだしのことについて、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にあり、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。また、県の警戒レベルが「第4段階」へと引き上げられ、まん延防止等重点措置適用指定地域として本市も指定されております。

つきましては、活動時間の短縮や県内外における練習試合や合宿等を行わないなど、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施して下さいますよう通知します。

記

1. 部活動の対応について

- (1) 長時間の練習を避けること(平日1時間30分程度、休日2時間程度)。
→土日休日の活動については、行わないこと。ただし、6月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会を控えている場合に限り必要最小限の人数で2時間以内とする(県立学校の活動に準じる)。
- (2) 期間中、県内外における練習試合や合宿等を行わないこと。
- (3) 県内、県外大会参加については、各団体と十分連携し、学校において慎重に検討すること。

2. 実施する場合の留意事項

- (1) 教保第88号「警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用指定期間中(4月12日～5月5日)の部活動について(依頼)」、【別紙】警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用地域指定期間中における部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方を確認し実施すること。
- (2) 毎週発出される「県立学校における地域感染レベルに応じた感染症対策」及び別紙1-2に基づき実施すること。
- (3) 密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っでの発声する等の活動は行わないこと。
- (4) 手洗いやマスク着用、咳エチケット等について徹底すること。
- (5) 会場等では常時窓を開け、換気を徹底すること。
- (6) 用具等の共用を行わない。
→使用前後の消毒と生徒間での不必要な使い回しをしない。

※上記の対応は令和3年4月13日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

【本件の問い合わせ】

那覇市教育委員会 学校教育課
指導G 指導主事 仲里 信哉
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522